

建設委員会記録

開催日時 平成25年7月4日(木) 13:02~14:52

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

辻本 黎士 委員長

新谷 絃一 副委員長

太田 敦 委員

岩田 国夫 委員

粒谷 友示 委員

森川 喜之 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

長岡 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第39号 平成25年度奈良県一般会計補正予算(第2号)

(建設委員会所管分)

議第41号 平成25年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

議第43号 平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算(第1号)

議第45号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議第53号 奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

議第55号 市町村負担金の徴収について (建設委員会所管分)

議第56号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第57号 公共土木施設災害復旧事業及び地すべり激甚災害対策特別緊急事業
にかかる請負契約の締結について

- 議第 59 号 浄化センター公園の指定管理者の指定の変更について
- 報第 1 号 平成 24 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成 24 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(建設委員会所管分)
平成 24 年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書
(建設委員会所管分)
- 報第 2 号 平成 24 年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について
- 報第 3 号 平成 24 年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について
- 報第 16 号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について
- 報第 17 号 奈良県道路公社の経営状況の報告について
- 報第 18 号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について
- 報第 19 号 奈良県住宅供給公社の経営状況の報告について
- 報第 22 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分¹の報告について
奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)
県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

(2) その他

<会議の経過>

○辻本委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日の欠席者はなし。また、秋本委員は、少々おけると連絡受けておりますのでご了承のほどお願いします。

案件に入る前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、新任担当書記の紹介をお願いいたします。

○石井事務局長 それでは、議会事務局で異動のありました担当書記をご紹介します。中川議事係長でございます。

○中川書記 中川です。よろしくお願いいたします。

○石井事務局長 以上でございます。

○辻本委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等におきまして、出席要求する理事者を変更をする必要を生じたので、お手元に配付しております資料のとおりに変更し、出席要求しておりますので、ご了承のほどお願いします。

それでは、4月1日付で、理事者の異動がありましたので、県土マネジメント部長から自己紹介と異動のあった職員の紹介をお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部の異動のあった職員を紹介させていただきます。

まず、私、土木部長から県土マネジメント部長になりました大庭でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、県土マネジメント部次長、企画管理室長事務取扱の芝池でございます。

○芝池県土マネジメント部次長 芝池でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 県土マネジメント部次長、金剛でございます。

○金剛県土マネジメント部次長 金剛でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 県土マネジメント部次長、地域交通課長事務取扱の村上でございます。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 村上でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 技術管理課長の荒でございます。

○荒技術管理課長 荒でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 建設業指導室長の吉岡でございます。

○吉岡建設業指導室長 吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 道路環境課長の堀内でございます。

○堀内道路環境課長 堀内です。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 道路管理課長の梅原でございます。

○梅原道路管理課長 梅原です。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 河川課長の平岡でございます。

○平岡河川課長 平岡です。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 砂防課長の福嶋でございます。

○福嶋砂防課長 福嶋です。よろしくお願いします。

○大庭県土マネジメント部長 最後に、下水道課長の上平でございます。

○上平下水道課長 上平でございます。よろしくお願いします。

○大庭県土マネジメント部長 以上でございます。よろしくお願いします。

○辻本委員長 次に、まちづくり推進局長より異動のあった職員のご紹介をお願いします。

○林まちづくり推進局長 それでは、まちづくり推進局の異動のごさいました職員の紹介をいたします。

知事公室審議官兼まちづくり推進局次長兼医療政策部次長の中川でございます。

○中川知事公室審議官まちづくり推進局次長医療政策部次長 中川でございます。どうぞよろしくお願いします。

○林まちづくり推進局長 知事公室審議官兼まちづくり推進局次長地域デザイン推進課長事務取扱の中尾でございます。

○中尾知事公室審議官まちづくり推進局次長地域デザイン推進課長事務取扱 中尾でございます。よろしくお願いします。

○林まちづくり推進局長 都市計画室長の羽山でございます。

○羽山都市計画室長 羽山でございます。よろしくお願いします。

○林まちづくり推進局長 建築課長の西山でございます。

○西山建築課長 西山でございます。どうぞよろしくお願いします。

○林まちづくり推進局長 以上でございます。

○辻本委員長 次に、水道局長から自己紹介と異動のあった職員の紹介をお願いします。

○長岡水道局長 水道局長の長岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、水道局の異動のあった職員をご紹介申し上げます。

総務課長の藪中でございます。

○藪中水道局総務課長 藪中でございます。よろしくお願いします。

○長岡水道局長 どうぞよろしくお願いいたします。

○辻本委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ちまして申し上げます。

委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、付託議案につきまして、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に説明をお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部所管の9月定例県議会提出議案についてご説明いたします。

最初に、補正予算案について説明します。議第39号の平成25年度奈良県一般会計補正予算案（第2号）についてですが、お手元の「平成25年度6月定例県議会提出予算案の概要」をお願いします。

今回の補正予算は、国の地域の元気臨時交付金を財源とした地域経済活性化基金を活用した事業や、公共事業の国庫認証増への対応のための予算を計上しております。

個別にご説明いたしたいと思います。

3ページ、事業概要1観光の振興の中で新規事業の県庁周辺歩行空間環境整備事業ですが、県文化会館前広場のにぎわい創出や近鉄奈良駅から県文化会館・県立美術館・奈良公園にかけての歩行者動線の検討を行うものです。次に県庁周辺案内サイン統一化事業です。県庁周辺の施設案内サインの集約・統一化を行うものでございます。大宮通り植栽推進事業ですが、大宮通りの植栽計画の検討を行うものでございます。

次に、4ページ、紀伊半島大水害からの復旧・復興の直轄道路事業費負担金でございす。これにつきましては、国が実施する京奈和自動車道の建設費用に対する建設負担金でございす。

5ページ、8効率的・効果的な基盤整備の道路改良事業は国道168号、香芝王寺道路などの整備を推進するものです。交通安全施設整備事業ですが、国道166号などにおいて歩道整備、通学路対策、標識等交通安全対策を実施するものです。無電柱化推進事業は奈良生駒線において無電柱化の整備を推進するものです。道路ストック総点検は県が管理する道路の橋りょう・トンネル・のり面など道路ストックの総点検を実施していくものです。橋りょう補修事業ですが、笠天理線などの橋りょうにおいて必要な対策を実施するものです。道路災害防除事業ですが、国道168号などにおいてトンネルやのり面の防災対策を実施するものです。舗装修繕ですが、国道165号などにおいて舗装の修繕、区画線の設置を行うものでございます。6ページ、川辺のまちづくり事業です。飛鳥川において親水施設整備による河川空間を活用したまちづくりを行うものです。水辺の遊歩道整備事

業ですが、宇陀川において河川堤防を活用した遊歩道整備を行うものです。通常砂防事業ですが、野迫川村などにおいて砂防堰堤設置等の砂防事業を実施するものです。急傾斜地崩壊対策事業ですが、桜井市などにおいて急傾斜地の対策事業を実施するものでございます。危険箇所等調査事業ですが、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の総点検を実施するものでございます。

7 ページ、9 その他でございます。職員給与費です。記載の給与減額支給措置等にかかる職員給与費、これは県全体で49億円余の減額のうち、県土マネジメント部まちづくり推進局にかかるものは、ここに記載はございませんが、2億8,883万円余でございます。なお、同様の措置により、特別会計繰出金・補助金に記載のとおり、流域下水道事業費特別会計への繰越金を、2,166万円減額するとともに、当該特別会計の職員給与費を同額減額しております。以上が県土マネジメント部所管の平成25年度奈良県一般会計補正予算案（第2号）についての説明でございます。なお、この補正案にかかります公共事業の主な箇所については、お手元にお配りしています別添資料をご参照お願いします。

次に、本編の方に戻ります。9 ページ、5 議第41号の平成25年度流域下水道事業費特別会計補正予算案（第1号）でございますが、先ほど説明いたしました職員給与の減額支給措置にかかるものでございます。以上でございます。

次に、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」をお願いします。

72 ページ、議第55号、市町村負担金の徴収についてでございます。これは地方自治法の27条の規定により、平成25年に施行する事業について、利益を受ける市町村に費用の一部を負担していただくものでございます。県土マネジメント部分は、急傾斜地崩壊対策事業と、73 ページの流域下水道事業でございます。

次に、74 ページ、議第56号です。道路整備事業にかかる請負契約の変更についてでございます。2つあります。これらは議会の議決に付すべき契約財産の取得処分に関する条例2条の規定によって議決を求めるものです。1つ目、一般国道168号地域連携推進事業（国道改築）（その1）工事です。日本ピーエス大阪支店が相手方で、この額を記載のものから4億6,215万円余、2,345万円余の増額でございます。変更理由は、辻堂バイパスの橋りょう上部工、PC橋でありますけれども、安全を確保するために、のり面の切り土量を最小限としたことによって工事をする際の移動作業車の設置面をいじる必要がありまして、経費が増加したものでございます。2つ目、国道168号の地域連携推進事業（国道改築）（その2）工事です。これも橋りょうですが、川田・宮地特定建設

工事共同企業体、変更前の金額、記載のものから変更後、12億7,776万円余、584万円余の増額でございます。変更理由は、辻堂バイパスの上部工、これはアーチ橋ですが、紀伊半島大水害の影響によって一部の関連工事が中止となって、施工順序を見直したことにより、上部工を設置するための仮橋を追加する必要性が生じたことによる経費の増でございます。

75ページ、議第57号、公共工事施設災害復旧事業及び地すべり激甚対策災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の締結についてでございます。これも同じ条例2条の規定により議決を求めるものであります。工事の名前は熊野川・宇宮原地区河川災害復旧事業・地すべり激甚対策特別緊急事業工事で、工事場所は十津川村宇宮原で、工事期間は平成27年3月25日まで、契約金額が6億7,631万250円ということで、相手方は大豊・光和特定建設工事共同企業体でございます。この工事は宇宮原地区で大水害により熊野川の閉塞が生じた箇所では堆積した土砂を盛り土工して早期に地すべり対策を行っていくものでございます。

79ページ、報第1号、平成24年度一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。県土マネジメント部関係は80ページの2総務費、項1総務管理費の県有建物耐震対策事業と、県有施設非常用電源装置等更新事業です。83ページ、10土木費の2道路交通環境費、3道路橋りょう費、84ページ、4河川費、5まちづくり推進費、86ページ、7住宅費及び13災害復旧費の2土木施設災害復旧費でございます。記載のとおりでございます。平成24年12月及び平成25年2月の当委員会におきまして繰越明許費をお願いしたところでございます。その後の清算によりまして、平成25年度への繰越額は全体を計算いたしますと総額335億6,722万3,000円となりましたのでご報告をいたします。理由といたしましては、経済対策による大規模な国補正予算に対応し、3月の末に国補正予算を認めていただきましたので全額繰り越したこと、現場条件の変化など工法の検討に不測の日数を要したこと、地元調整の難航や関係機関との調整に不測の日数を要したこと、用地補償交渉の難航で不測の日数を要したことなどによる進捗のおくれが原因で、やむを得ず繰り越させていただいたものです。適切な事業執行、進捗管理をすることによって、引き続き繰り越しの縮減に努めるとともに、繰り越した事業につきましては早期完成に向け部局一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

次に、88ページ、これは平成24年度一般会計予算事故繰越し繰越計算書であります。県土マネジメント部の分といたしましては、10土木費の中の3道路橋りょう費の3つで

す。道路災害、道路改良、橋りょう整備事業、そして、4河川費の砂防事業、そして、13災害復旧費のうち2土木施設災害復旧費でございます。これらは不測の崩土などによって工法検討に日数を要したり、紀伊半島大水害の影響により工事を一時中止したことなどに伴い、事業の遅延により、平成24年度に繰り越したものをやむを得ず平成25年度に繰り越させていただいたものでございます。今後、早期完成に向け取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、89ページ、報第2号、奈良県流域下水道事業費の特別会計予算繰越計算書の報告です。これらについても2月定例議会において繰越明許費をお願いしたところですが、清算等によりまして、今回、平成25年度への繰越額は30億1,747万4,000円となりました。

次に、103ページ、土地開発公社の経営状況の報告、そして、104ページが奈良県道路公社の経営状況の報告、105ページが奈良県生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告でございます。

まず、土地開発公社の平成25年度の事業計画書をごらんください。

1ページ、平成25年度奈良県土地開発公社事業計画でございます。事業の実施方針、今年度の主な事業といたしましては、県からの受託事業である道路、河川、砂防都市計画事業の用地先行取得業務を効率的に進めているところでございます。さらに、土地開発公社の長期保有となっております分譲用地等の早期売却に一層努力していくところでございます。また、今年度より新たに京奈和自動車道の用地買収事務を国より受託し、早期完成に寄与いたします。事業の詳細予算につきましては、2ページ以降に書いておりますように、土地の取得、売却、その他事業でございます。

次に土地開発公社の平成24年度の事業報告書でございます。1ページ、事業報告、実施いたしました主な事業といたしましては、県道路事業、都市計画事業に伴う公有地取得業務などでございます。

2ページ、どういったところを用地取得したかということです。土地取得は、道路事業では椿井王寺線、奈良樞原線などで行いました。また、土地の売却といたしましては、国道168号、平城宮跡歴史公園、奈良西幹線などの一部を売却いたしました。

次に、3ページからは主要事項の処理状況、役員の異動状況、財務諸表についてでございます。以上が奈良県土地開発公社の経営状況の報告でございます。

次は、道路公社のご説明に入りたいと思います。奈良県道路公社平成25年度事業計画

書からご説明いたしたいと思えます。1 ページ、事業の方針でございますが、本年度の事業計画といたしましては、引き続き第二阪奈有料道路の円滑かつ安全な交通を確保するとともに、利用者サービスの向上に努めることを基本として、平成23年に策定いたしました3年間の経営改善プログラムの最終年度といたしまして、効果の検証、そして次期プログラム策定に向けた見直しを行っていききたいということでございます。

2 ページは、平成25年度の予算及び資金計画でございます。予算の総則があり、3 ページには予算の表が載っております。収入ですけれども、まず、道路料金収入約83億円を見込んでいます。支出といたしましては、道路維持改良費、道路管理費、大阪府への道路料金収入配分費などとなっております。

4 ページ、平成25年度の資金計画につきましては、先ほどの収入、支出と同様の内容でございます。

次に、「平成24年度の業務報告書、奈良県道路公社」でございます。

1 ページ、第二阪奈有料道路の料金徴収業務と道路維持管理業務などを行うとともに、平成22年度から実施しております橋りょうの耐震化工事は、引き続き進め完成したところでございます。第二阪奈有料道路の料金収入と利用交通量でございますけれども、収入が1.0%の減、利用交通量が、1.6%の減となっております。また、料金収入は83億円でございますけれども、奈良県道路公社分としては37億7,073万円余を確保いたしました。公社別配分額のところで大阪府と比較して配分率45.24%となっております。

2 ページからは主要事項の処理状況、役員の異動状況、財務諸表について記載をしております。以上が奈良県道路公社の経営状況の報告でございます。

次に、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況についてご説明をさせていただきます。

1 ページ、平成25年度事業計画書です。近畿日本鉄道と締結した線路使用契約や、保守管理協定に基づく実行管理を行って、事業に要した資金の償還、あるいは旅客増加の施策の企画・推進を行っていくものでございます。営業利益が2億4,000万円、経常損失が2億4,000万円と見込んでおります。開業25年目となる平成41年には累積損失を解消するという当初の目的を達成する見込みとなっております。事業実施計画については1 ページ後半のとおりでございます。

また、収支の見通しは2 ページのとおりです。

続きまして、奈良生駒高速鉄道株式会社の平成24年度事業報告書の説明をさせていた

できます。これは、奈良生駒高速鉄道は、近畿日本鉄道に線路施設を貸して、収入を得ております。また、高架下の利用に努めてまいりました。また、費用の面におきましてはコスト削減に努めるとともに、有償資金の償還、低利子資金への借りかえなどに努めてまいりました。その結果、当期の営業収入として線路使用料が16億7,000万円、土地の付加利用等による運輸雑収入1,000万円を計上、一方で、費用として減価償却費10億9,200万円、支払い利息5億700万円等を計上、当期純損失が2億7,300万円となりました。

2ページ、資金調達の状況でございます。当期中に資金の借りかえなどを行って、借入金残高は264億4,400万円、前期末に比較して9億100万円の減少でございます。その他につきましては記載のとおりでございます。3ページ以降に株式に関する事項、役員に関する事項、財務諸表などを掲載しております。以上が奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の説明でございました。

次に、また「平成25年度一般会計特別会計の補正予算案その他」に戻りまして、117ページ、報第22号、地方自治法180号第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例でございます。その説明が、「6月定例県議会提出条例」説明資料の13ページにあります。これにつきましては、土木部から県土マネジメント部に名称が変わりましたので、その変更をする条例でございます。

以上が県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○林まちづくり推進局長 それでは、続きまして、まちづくり推進局所管の6月定例県議会提出議案のご説明をいたします。

最初に、補正予算についてでございます。「平成25年6月定例県議会提出予算案の概要」をお願いいたします。

3ページ、1観光の振興の新規事業、奈良県庁前エントランス整備事業でございますが、近鉄奈良駅から県庁までの歩道のイルミネーション等を設置するものです。次に、奈良公園施設魅力向上事業ですが、近鉄奈良駅から興福寺にかけて往時をしのぼせる土塀の設置や、歴史展示実施計画に基づく案内板・案内碑の設置、吉城園に隣接いたします旧青少年会館の撤去などの事業を行うものです。馬見丘陵公園ボランティアハウス整備事業ですが、植栽の維持管理に参加いただくボランティアのためにボランティアハウスの整備を行うも

のです。

5 ページ、8 効率的・効果的な基盤整備の街路改良事業でございますが、奈良橿原線等の整備を推進するものです。

続きまして、7 ページ、奈良公園交通環境整備事業ですが、県庁東～大仏殿交差点間の電線共同溝などの歩道整備を行うものです。新県営プール施設等整備運営事業ですが、PFI 手法を導入いたしまして、健康増進施設、競技施設などを一体的に整備するものでございます。以上がまちづくり推進局所管の平成25年度奈良県一般会計補正予算案についての説明でございます。なお、平成25年度6月補正案にかかります公共事業の主な事業箇所につきましては、お手元に配付しております別添資料でご参照をお願いいたします。

次に、「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」をお願いいたします。目次の議第45号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例及び議第53号、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例でございますが、概要につきましては、「6月定例県議会提出条例」説明資料で説明をいたします。

1 ページ、議第45号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。知事の附属機関として奈良のシカ保護管理計画検討委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、同委員会を設置し、奈良のシカ保護管理計画に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させるものでございます。なお、施行日は公布の日でございます。

3 ページ、議第53号、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例でございますが、まほろば健康パークスイムピア奈良の供用の開始に伴い、使用承認を要する公園施設を追加する等のための所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、3 ページから7 ページにかけまして記載されておりますように、使用承認を要する公園施設の追加及び名称の変更や使用料等について所要の改正をするものでございます。なお、施行期日は、平成26年7月1日でございます。

戻りまして「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」をお願いいたします。

77 ページ、議第59号、浄化センター公園の指定管理の指定の変更についてでございます。これは地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議決を求めるものでございます。浄化センター公園につきましては、現在、指定管理者に管理をお願いしておりますが、平成26年7月1日より施設名が浄化センター公園からまほろば健康パークに変

更となります。そのため、前回指定の内容のうち、施設名の変更及びこれに伴う指定の期間の変更を行うものです。

次に、106ページ、報第19号、奈良県住宅供給公社の経営状況の報告でございますが、後ほどご説明させていただきます。

次に、117ページ、報第22号、地方自治法第180条第1項の規定によります専決処分の報告でございます。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてでございます。明細につきましては124ページになります。これらは家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上の者のうち、特に悪質と認められる7件につきまして住宅の明渡等の請求申し立ていたしましたので、報告するものでございます。

続きまして、先ほどの奈良県の住宅供給公社の経営状況の報告について、別冊の資料で説明をさせていただきます。

「平成25年度事業計画書及び資金計画書」の1ページをお願いいたします。事業の実施方針につきましては、新行政経営プログラムでの公社解散の方針に基づきまして、未分譲の宅地の販売促進など、固有資産の計画的な処分を進めております。また、公社解散への取り組み等を記載のとおり実施してまいります。

2ページ、平成25年度事業計画概要でございます。分譲事業といたしまして、橿原ニュータウンなどの販売に努めるとともに、賃貸事業及びその他の事業につきましては引き続き記載の事業を実施してまいります。

3ページ以降の資金計画及び財務諸表につきましては、ただいまご説明させていただきました内容の詳細でございます。重複いたしますので省略をいたします。

続きまして、「平成24年度業務報告書」の説明でございます。

1ページ、業務の実施概要についてでございます。分譲事業につきましては、真美ヶ丘の住宅において残住戸の1戸、それから、芝団地におきまして残1宅地を売却いたしました。また、賃貸事業につきましては、橿原ニュータウンにおいて駐車場3カ所の運営管理、土地2カ所の賃貸事業を行いました。その他の事業につきましても、桜井団地を売却しております。なお、2ページ以降の主要事項の処理状況、役職員の異動状況、財務諸表等につきましては説明を省略させていただきます。

まちづくり推進局所管の6月定例県議会提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長岡水道局長 それでは、水道局所管の6月定例議会提出議案についてご説明申し上げます。

まず、補正予算についてご説明を申し上げます。「平成25年度6月定例議会提出予算案の概要」をお願いいたします。10ページ、7平成25年度奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算案（第1号）でございます。職員給与費、これは給与減額支給措置等にかかる職員給与の減により2,683万1,000円を減額するものでございます。以上が水道局にかかる補正予算の概要でございます。

続きまして、繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。「平成25年度一般会計特別会計補正予算案その他」の90ページ報第3号、平成24年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告でございます。事業名は用水供給施設建設事業でございます。予算の計上額が33億5,386万円余、支払い義務発生額24億1,491万円余、翌年度繰越額3億2,500万円となっております。繰越額の財源につきましては記載のとおりでございます。

繰り越しの理由につきましては、工事の施工方法の検討等に不測の日数を要したもので、現在、早期完成に向けて鋭意努力をしているところでございます。よろしくをお願いいたします。次に、不用額でございますが、6億1,394万円余、これは事業内容の見直し及び入札差金によります工事費の執行残、それから、人件費の執行残及び諸経費の節減等による不用でございます。以上が平成24年度奈良県水道用水供給事業特別会計予算の繰り越しでございます。

以上で水道局所管の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○辻本委員長 ただいまの説明について、質疑がございましたら、発言願います。なお、その他の事項につきまして、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○太田委員 議案の内容で1点質問させていただきます。

「平成25年度6月定例議会提出予算案の概要」の3ページに、文化会館前の広場のにぎわい創出ということで1,000万円計上されておりますが、現在も憩いの場として十分活用されていると思いますけれども、どのようなものを考えておられるのか。また、多くの県民の意見が反映されるような仕組みをつくっていくことが必要ではないかと考えますけれども、その点についてどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。

○堀内道路環境課長 文化会館前の広場のにぎわい創出事業についての内容のご質問で

ざいます。

県庁周辺のエリアでございますけれども、県文化会館や県立美術館などの文化施設が立地しており、また、奈良公園の歩行者動線であることから、観光客など多数の歩行者が訪れております。このエリア一帯を歩行者空間環境の検討にあわせまして近鉄奈良駅からこれらのエリアへの歩行動線に位置する県文化会館前の前庭の広場におきましても、文化の発信とか交流の場所などといったしまして、にぎわいを創出するゾーンを考えられておりますので、今後、そういった関係部局と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

それから、県民の意見ということでございますが、これらの検討に当たりまして、奈良公園地区整備検討委員会などの場を活用させていただきまして、幅広い見地から意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 具体的にはどのようなものかというイメージはまだ示されていないということで、これから検討されると思います。先ほども申し上げましたように、今、十分活用されている状況ですので、これから出されるものが県民の皆さんから喜ばれるものなのかについては本当にいろいろな議論があるかと思えます。そういったときに、広く県民の意見が反映されるような体制づくりをぜひともとっていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○辻本委員長 よろしいですか。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。発言願います。

○太田委員 議案についての意見を述べさせていただきます。

まず、議第39号と議第41号、議第43号につきましては、いずれも職員給与の引き下げに関するものでございまして、これには賛成できないという立場です。

それから、議第39号の中の新県営プールの施設整備事業は、PFI手法ということでございまして、これも安全管理など公的責任がどこまで果たされるのかということの懸念がありますので、これについても反対でございます。以上です。

○辻本委員長 それでは、ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第39号中・当委員会所管分、議第41号、議第43号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第39号中・当委員会所管分、議第41号、議第43号を原案どおり可決することに

賛成する方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○辻本委員長 ご着席願います。

起立多数ですので、よって以上の議案3件については原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻本委員長 それでは、お諮りいたします。

議第45号、議第53号、議第55号中の当委員会所管分、議第56号、議第57号、議第59号については、原案どおり可決することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻本委員長 異議がないものと認めます。

よって、以上、議案6件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中・当委員会所管分、報第2号、報第3号、報第16号から報第19号及び報第22号中・当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けましたこととさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

○辻本委員長 次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、倉庫の無届解体問題調査特別委員会の調査結果にかかる対応状況について他5件、まちづくり推進局長から、平城宮跡歴史公園拠点ゾーン整備計画(案)について報告を行いたいとの申し出がありましたので、まず県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順にご報告をお願いします。

○大庭県土マネジメント部長 それでは、お時間をいただきまして、県土マネジメント部、まちづくり推進局報告事項を説明させていただきます。

私からは報告の1から6までをさせていただきたいと思います。

まず、報告の1でございます。倉庫の無届解体問題調査特別委員会の調査結果にかかる対応状況でございます。建設リサイクル法の無届け事案におきましては、倉庫の無届解体問題調査特別委員会の調査結果が出ました。これを重く受けとめ、真摯に対応することと

しております。

今回、委員会から県に求めた事項につきまして、現在の対応状況をまとめましたのでご報告をしたいと思います。これは委員会報告書の（３）の委員会としての対応の中で県に対して求めるというアからキの記載にあわせて１から７までつくっております。

まず、１．発注者の告発でございます。県庁内の調査委員会の報告を受け、内部で検討を重ねてきたところでございまして、また調査委員会、１００条委員会からの調査結果を踏まえ、６月２８日に香芝警察署に告発をしたところでございます。

２．受注者の業務及び工事施工にかかる点検ということでございます。受注者に対しましては、建設リサイクル法に基づく立入検査、あるいは施工中箇所の重点的なパトロールをしていくこととしております。

３．アスベスト問題への取り組みでございます。アスベストに関する問題も重く受けとめまして、それに関連する法令や健康への影響、そういったものを関係部局あるいは県土マネジメント部局のみならず、広く一般職員へ研修を実施することとしておりますし、また、建設リサイクル法、道路法の手続においても、これらアスベストに関して関係する環境部局、労働基準監督署等と連携ができるような内容を明記しております。

４．業務体制の見直しでございます。建設リサイクル法や道路法にかかる要領を改正し、また、適切な事務を行えるようなフローやチェックリストを作成いたしました。土木事務所長の研修、あるいは建築課と管理課の全職員を対象とした研修を実施したところでございます。

５．予防的意味を含めた厳正な対処ということで、違反のあった業者への重点パトロールや、他法令による申請図書、これは例えば建築確認などで書類が出ているのに届けが出てないといった突合を行って、そこをねらい撃ちでパトロールをするようなこともしていきたいと思っております。

６．不明瞭な事務処理ということで、再発防止を目的とした県庁と土木事務所間の連携、指示の文書化を徹底するといったところや、まだ道路法第２４条の案件は解決しておりません。検査の実施とともに申請者に確認し、適切な処理を実施したいと思っております。

７．建設リサイクル法などの法令の周知ということで、職員のみならず業界団体や一般へのチラシ配付などにも努めてまいりたいと思っております。

次に、報告の２に移らせていただきます。報告の２は、平成２４年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更でございます。これは、予算づけの目的や内容、執行段階

における透明性を高めるために、平成24年度の予算を、補正も含めて発表するときに、主な事業箇所を公表しております。今般、その中で事業費が3割以上増減したものについて、別紙の41件でございますけれども、事業費と変更理由を報告させていただくものでございます。

なお、平成25年3月補正予算については全額繰り越しをしております。平成25年3月の平成24年度補正予算については全額繰り越しでございます。平成25年度の当初予算と合わせて変更の報告を行います。

1ページ、増額をして事業を前倒しするものを書いております。1. で例えば、国道168号川津道路などにつきましては、これは地域高規格道路ですけれども、次年度工事を前倒しして施工したために事業費がふえているものでございます。同様の案件、拡幅工事の早期完成などに向けて進めた、あるいは用地買収が促進したなどにより事業を推進したものが1ページから3ページにかけて載せさせていただいております。

4ページ、2. 現場条件の変化に応じて事業費を増額をするものでございます。これは補助事業費の渋滞解消プランの検証を行っておりますが、箇所をふやした結果、事業費がふえているものでございます。3. が事業費を減額するものです。これは、道路斜面が大規模な地すべり箇所であったために対策の検討を行う必要があったので事業内容を縮小したもののや、関係機関との協議をした結果、減額となったものがございます。

5ページ、4. 地元関係機関との調整の結果、事業費を減額するもので、こちらについては用地補償の合意が得られなかったなどにより減額をしたものでございます。これが5ページから7ページまででございます。以上が平成24年度の主な事業箇所の総事業費の変更についてのご説明でございます。

次に、報告3は過疎・南部地域振興対策特別委員会など、ほかの委員会でもご説明をしておりますので、当建設委員会にかかるところを中心に簡潔にしたいと思っております。

4ページ、復旧・復興予算の概要の中、アンカールートの関係の補正予算で、先ほど説明させていただいた部分をここでも記載させていただいております。

5ページが避難者・仮設住宅の状況でございます。現在、避難世帯数、99世帯、207名が避難をしております。そうした中で、避難指示や勧告が3月あるいは6月に解除されております。仮設住宅には86世帯、174名という形になっております。

6ページは、その変化の状況を書かせていただいております。今後の帰宅予定などでは、平成26年3月までにそこに記載しております方がご帰宅予定になっているといったとこ

ろでございます。

7ページにはその見込みのグラフを書いているところでございます。

8ページからは、主な地区の避難生活の解消に向けた取り組み状況を書いております。

9ページが宇井・清水・閉君、10ページ、飛養曾地区、11ページが野迫川北股地区でございます。

12ページで、十津川村の新しい集落づくりに向けた現在の取り組み状況、復興住宅の建設や中間多機能施設の検討について記載しております。

13ページ以降は、道路、河川などなどの復旧状況を書かせていただいているところでございます。

次に、22ページ、紀伊半島アンカールート国道168号五條新宮道路でございますけれども、風屋川津・宇宮原工区が国の権限代行により平成25年度新規事業化されました。

24ページからは農林業関係、産業関係がでございます。

31ページ、深層崩壊のメカニズムやシステムづくりに関しての取り組みを書かせていただいております。以上が紀伊半島大水害の復旧・復興の取り組み状況でございます。

次に、報告の4、奈良中心市街地における春の交通対策についてでございます。ことしのゴールデンウィークの来訪者は昨年度に比べて県庁東交差点の歩行者通過数もふえるなど、非常にふえております。天候も去年に比べてよかったこともありますが、交通状況は大阪方面への帰宅の渋滞は総じて減少しておりますが、県庁東交差点含めた奈良公園周辺の渋滞は依然として多い状況でございます。

2ページは、運行しました、ぐるっとバスの利用状況でございます。こちらにつきましても、昨年と比べて利用者数がふえております。奈良公園では近鉄奈良駅、JR奈良駅まで奈良公園のぐるっとバスを延伸したこと、平城宮跡のルートは100円にしたということが効果を得、大幅に利用者がふえております。5月4日にはヒアリング調査を行い、それを裏づけております。

次に、3ページ、各駐車場の状況でございます。今般の特徴といたしましては、昨年と比べて奈良市役所の駐車場の利用状況が非常に大きくなっています。これは天平祭を行っている期間中で、平城宮跡がいっぱいになったときに、休日は市役所の駐車場に案内ができたことによるものでございます。残念ながら、JR奈良駅の市営駐車場の利用は余り変わっていない状況でございます。今後、こうした効果を検証しながら夏以降の対策について検討してまいりたいと思っております。

次に、報告5は、バスを含む奈良県地域交通改善協議会での検討状況であります。2月に奈良県地域交通改善協議会を設置し、その後、幹事会や地域別部会を開催し、検討してまいりました。

3ページ、検討の進め方でございますけれども、現状の把握、整理分析、問題点の整理と課題の抽出、こうしたものを進めながら維持確保の方向性、改善の方向性などを検討してまいりたいと思っております。最後のページに今後のスケジュールとして、7月17日に知事も参加いたします第2回地域交通改善協議会を開催予定しておりまして、秋に向けて検討を深めてまいりたいと考えております。これが報告5でございます。

次に、報告6は、大和川流域総合治水対策の進捗状況です。大和川流域につきましては、1. 大和川流域総合治水対策協議会を開催しております。知事、整備局長、あるいは沿線市町村長などの参加により、4月に開催いたしました。ためる対策は近年伸び悩んでいるということで、例えば資料の市町村毎の対策率のように、濃い赤になっている市町村の目標に対するため池治水の整備がおくれているなど、上下流のアンバランスを含めて、今後進め方を検討したものでございます。

2ページ、国の大和川の関係の整備計画の原案ができてきておりまして、現在、策定スケジュールのフローのようにパブリックコメント、公聴会を経、大和川流域委員会が開催されるところでございます。今後、河川整備計画（案）が策定され、奈良県等に意見照会があり、決定をしていくという形でございます。その中で、非常に重要なものが、河川整備の実施に関する事項の中で、総洪水調節要領がおおむね100万立方メートルの遊水地を大和川中流部本川沿いに整備をすることが明記されています。遊水地の平常時の利活用については関係機関と調整し、公園や緑地、水質浄化を兼ねた親水空間として整備するなど、適切な利活用の促進を図るという形、あるいは、目標に対して流下能力が不足している箇所について河道整備を行うということで、直轄遊水池候補地の図に落としてみますと、おおむね赤い点々が書いてる中に遊水地の候補と、何キロメートルから何キロメートルの間というのがこの整備計画（原案）には明記されております。おおむねこの赤い点々がかかかるところが候補になると考えております。この整備計画は国の直轄管理区間を対象とした整備計画でございますので、この大和川本川から佐保川にかけての区分の計画となっております。そうした中で、現在、遊水地をしっかりと書き込んでいただける状況まで来たというご報告でございます。

以上でご報告を終わります。

○林まちづくり推進局長 私からは報告7でございます。平城宮跡の歴史公園拠点ゾーンの整備計画（案）についてでございます。平城宮跡歴史公園は、国営の平城宮跡歴史公園基本計画に基づきまして、これまで各種検討を行っております。今回、朱雀門の南側の平城宮跡歴史公園拠点ゾーンのうち、当面整備いたします国の整備区域と県の整備区域におきます公園内の施設の配置や内容など、整備の基本的な考え方を統一するため、国土交通省の国営飛鳥歴史公園事務所と連携いたしまして、平城宮跡歴史公園の拠点ゾーンの整備計画案を作成しております。この公園の基本計画では、拠点ゾーンを平城宮跡全体のガイダンスや出土品資料を展示いたします施設、それから、公園利用者に対します案内サービスの提供、管理運営の拠点となります施設、さらには観光ネットワークの拠点となります施設を集約的に設けるということで整備を進めようとしております。整備計画の案ですが、最初に書いています標記の整備コンセプトに基づきまして施設計画を計画しておりますが、具体的には国の方が整備いたします朱雀門東側でございます。ここでは平城宮跡全体の案内や、出土品、資料展示を行います平城宮跡展示館を配置いたします。西側は県の整備になりますけれども、交通ターミナル、観光案内、物販施設、飲食交流施設、それから、団体の集合施設などを配置する予定としております。さらに、現在、平城京歴史館がございますけれども、ここにつきましては、ジョギング、サイクリングステーション機能を備えた休憩、旧跡展望施設に改修する予定をしております。県が整備する予定ですが、歴史体験学習館は今後の西側地区の整備のめどがつかしました段階で着手をいたしたいと考えております。

2 ページにはイメージが出ております。これはあくまでイメージでございまして、配置施設の景観の整備の考え方を踏まえまして、さらに詳細に検討したいと思います。スケジュールにも載っておりますように、7月中旬から8月中旬にかけてパブリックコメントを実施する予定になっております。県民の皆様のご意見を伺った上で、ことし中に整備計画を策定、公表する予定でございます。整備計画策定後は公園施設の建築の基本設計等に着手し、平成28年度中の完成を目指したいと思います。

また、概算費用ですけれども、既に積水化学工業株式会社などから用地取得をいたしましたけれども、用地買収費を除きまして交通ターミナル等の整備を含め約35億円程度の支出を予定しております。

以上で報告7を終わります。よろしく願いいたします。

○辻本委員長 ただいまの報告、または、その他の事項も含めまして、質疑があればご発

言願います。

○太田委員 3点質問をさせていただきます。

今回、奈良公園の特区申請を再度発表されたわけでございますけれども、前回も日本共産党は意見を申し上げました。奈良公園周辺というのは法規制によって建物などの新築や改築に厳しい規制が課されていて、申請に費用と手間がかかるということで規制緩和を求めるといってございますが、一方でこういった規制があることで守られてきたことも事実であると思います。特区申請については、開発計画が進められているのではないかと心配の声が上がっておりますけれども、本当に慎重な検討が必要ではないかと思うわけですがいかがでしょうか。

2点目ですけれども、橿原市の地域交通協議会で、近鉄大和八木駅からイオンモール、そして近鉄御所駅ルートが新規路線として計画されているとお聞きしております。これは、橿原市の南西部が交通の空白地域になっているということで、取り分け、その中で県営住宅橿原団地では高齢化が深刻で、この1年間で孤独死が5人も出ているということがございます。地域の住民の方々がこの県営住宅橿原団地に公共バスを走らせてほしいという思いが非常に高まっているということがございますので、実現できるように県としても支援すべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

そして、3点目は、近鉄築山駅の北側に歩行者専用の遮断機があるのですけれども、ここに隣接して国道が通っています。ここは信号も横断歩道もなく、以前から国道に歩行者のための信号と横断歩道をつけてほしいという要望が上がっておりまして、最近、コンビニができたこともあり、国道を横断する歩行者がふえているということがございます。そういう、新たに状況が変わったことで何らかの対策が必要ではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○中西奈良公園室長 太田委員ご指摘のように、ことし4月に奈良公園の地域活性化の総合特区を再度申請させていただいたわけでございますが、その中で、当然、特区申請に伴いまして、以前からも申していますように、今までの維持管理をさらに積極的に努めて魅力ある奈良公園を維持するとともに利活用していきたいということでやっているわけがございます。規制緩和という部分につきまして、一部の県民の方々から、今お言葉がありましたように、これは開発計画ではないのかというご心配をいただいていることは重々認識しておりますが、あくまでも奈良公園の維持管理及び利活用ということで、今、我々

がこの特区の中で建物の規制緩和をしていただきたいということは特に言っていないわけ
でございます。逆に維持管理をしていく中で、いろいろな柵を設けたり木を植えたりす
る軽微な部分についての規制緩和をお願いしてるということです。建物につきましては、
今までどおり大きな建物は文化庁の審議会にかかるということをご理解していただいたら
いいと思います。以上でございます。

○村上県土マネジメント部次長 お答え申し上げます。

近鉄大和八木駅から近鉄御所駅間の新規バス路線の検討についてでございますけれど
も、橿原市の南西部においては、平成15年3月まで近鉄大和八木駅と橿原市観音寺町を
結ぶ奈良交通の路線バスがございましたが、平成15年4月にこの路線を廃止し、現在、
橿原市の南西部は交通空白地域となっております。一方、その後、イオンモールが橿原市
曲川町に出店いたしまして、周辺の道路において交通渋滞が発生し、そういったことから、
実は橿原市が交通空白地域の解消、そして渋滞解消を目的といたしまして、平成23年度
に橿原市の生活交通ネットワーク計画を策定いたしました。この計画の策定の際に、県と
してはその策定のための補助をしておりまして、そういう意味においては既に支援をさせ
ていただいている次第でございます。具体的に、この計画の中では、平成25年度半ばに
事業を路線を実施するというものではございましたが、この近鉄大和八木駅と近鉄御所駅
を結ぶ奈良交通の八木御所線が減便となりまして、そういった状況で非常に厳しいと伺っ
ております。しかし、一方、橿原市としては、この御所市や奈良交通などとの関係機関と
引き続き連携、協議しながら御所市から橿原市西南部の公共交通空白地域を通過してイオン
モール、近鉄大和八木駅方面を終点とする方向で新規路線を検討していくと聞いておりま
す。

一方、県といたしましては、現在、地域の多様な交通ニーズに対応をした移動環境の改
善を図る目的で、知事を会長といたしまして市町村長、交通事業者の代表、そして近畿運
輸局などで構成する奈良県地域交通改善協議会で県民の移動ニーズや県内交通事業者の現
状などについて議論を行っております。県内の市町村を地域の特性に応じまして4つのブ
ロックに分けてこの協議会の実務者レベルの地域別部会を設けさせていただいております。
その中で、各市町村の現状把握、問題意識に関して意見交換を現在行っております。橿原
市からは、この地域別部会などで今回の交通空白地域の問題についても議論したいという
意向を伺っております。協議会といたしましては、地域特性に応じた公共交通の必要性や
運行主体、そして運行形態のあり方、そして、関係者の費用負担の方法などについて議論

を深め、10月末をめどに施策の方向性を取りまとめたいと考えております。また、県といたしましては、県内の公共交通のあり方について地域交通に関する関係者と連携しつつ、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○堀内道路環境課長 近鉄築山駅付近の国道の交通安全対策についてのご質問でございました。

国道165号でございますが、この国道は国の管理となっております。また、横断歩道及び信号機設置につきましては警察が行うことになっておりますので、県としましても積極的に関係機関に設置要望を行っていきたいと考えております。

また、今後ですけれども、昨年度に実施いたしました緊急合同点検の対策状況についてのフォローアップ等のため、地域ブロック会議をこの夏ごろに開催する予定でございますので、その中で当該箇所につきましても警察とか教育委員会、道路管理者などの関係者で議論していきたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、樫原市の地域交通の件ですけれども、ニーズのあるところにはこたえていきたいという趣旨のご答弁だったと思います。この県営住宅樫原団地の中でも本当にこういうニーズが高まっているということですので、それを尊重していただいて取り組みを進めていただきたいと思っております。

先ほど、近鉄築山駅の北側の遮断機につながる国道の横断歩道をということですが、実はここは、もし信号機があつて横断歩道があれば地元で通学路にもしたいというご要望もあると思うのです。ところが、現在、通学路にもなっておりませんから、例えばPTAなどの見回りの中でもそういう要望も、多分協議会の中で議論の俎上にも上がっていないのかと思いますが、地域全体で見ると、ここは信号機や横断歩道が必要ではないかと思っておりますので、ぜひとも、これから地域ブロックの会議があるということですので審議いただいて、地元の意見を尊重していただきたいと思っております。

総合特区の問題につきましては、これは開発が目的ではないということですが、県としてはこの奈良公園基本戦略がありまして、その中で総合特区ということが地域と民間の中で進められると私は解釈しているのです。以前にも指摘をさせていただいたのですけれども、そんな開発につながるものではないと、軽微な変更だとおっしゃっております。私が気になりますのは、この協議会の構成員ですけれども、寺社関係とか旅館

とか、商業、金融関係、交通関係、電線関係、NPOと行政ということでございまして、この周辺の住民の方々の意見が果たしてこの特区協議会の中で反映されるのかという心配をしているところです。その点についてどのようにお考えなのか再度お聞きしたいと思います。

○中西奈良公園室長 ただいまのご質問は、地域活性化のための総合特区の協議会の構成員につきまして、今、社寺及び商工会議所、それから、交通事業者はじめ民間のNPOの方々等でさせていただいてるわけですが、多くの方の意見を吸収するためにも、その周辺の住民の方に入っていただくということはいかがかというご質問であったかと思えます。もちろん、私どもとしてそれを拒否することではございませんが、ただ、周辺住民の方というのは、今までもいろいろなご意見があったと認識しておりますので、必要であれば連合自治会長さん等ともお話しして、そういう形の参加等についても検討はしていきたいとは思いますが、ただ、地域活性化という部分については、あくまでも奈良公園を利活用しながら多くの方々に利用していただくということを、また認識もしていただけるよう、周辺の方等には説明をしていきたいと思えます。以上でございます。

○太田委員 先ほど、地元の方もこの協議会の中の構成メンバーとして検討したいというご答弁がありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

今回、この特区の申請の目的の一つに利活用ということもありますが、公園資源の維持もしていくこともうたわれておりますので、やはり今の公園を守ってほしいという意見も非常に強いものがあると思えます。その意見も十分に尊重するべきだと思います。以上で質問を終わります。

○森川委員 何点か質問と要望とさせていただきたいと思えます。まず、倉庫の無届け解体に対する県としての今後の対応として、今、報告をいただきました。さまざまな検討をしていただいて、二度と子どもたちや周辺の住民の方の健康被害が出ないようにしっかりと管理監督をしていただきたいと思いますし、私も選挙区の中で、初めていろいろな意見を聞かせていただきましたし、これからまだまだ見直していただく部分はあるとは思えます。今後ともこのような事案を起こさないように、絵にかいたもちにならないように、職員の増員もしていただかなければならないと思えますけれども、やはり対応をしっかりとさせていただきたいと思えます。

それから、大和川上流治水対策の進捗状況を報告していただきました。やはり奈良県の治水対策をもう一度根本的なところから検討していただきたいと思います。というのは、

下一番奈良県の下流地域にあるところがやはり上流から言えば、うちはいつまでたっても治水対策しなくてもいいと、全然進めなくともいいというような、考えがもしあるのであれば、下流側の地域の我々は、やはりいろいろな意味で県に対して、また国に対して要望しなければならないと思います。その一つに、治水対策や河川対策の部分を検討しているのに、上流部でさまざまな開発がされたり、小さい3,000平方メートル以下の開発があらこちらでされているわけです。そういうところが、やはりつもり積もれば3,000平方メートル以上の治水対策が指導されないままに開発許可を出されるわけでありまして。ですので、イタチごっこにならないように、もうそろそろ市町村単位、地域単位で治水対策を検討していただいて、大和川は本当に決められた量しか大阪側に流れない、その基本に立てば、どれだけの上流部の市町村が治水計画をやってもらわなければならないかという思いが、このごろ、いろいろな形を通じて思います。ですので、開発許可を出すときに、その周辺をもっと総合的に県として考えていくようにしていただきたいと思います。できましたら、こういう進捗状況を聞かせていただくたびに、抜本的な治水対策を国と県と、また市町村と協力していただいて大きな成果を上げていただきたいと思います。これも、もしそういうことを考えておられるのであれば、答えていただけたらありがたいですけれども、これは要望にかえておきます。

それともう1点だけ、事業費の減額ですけれども、突然な質問で、もし後でわかったら教えていただきたいのですが、広陵町百済の田原本広陵線で予算額が減額されております。この部分はもう5年、6年前に私も質問させていただいて、これを事業計画として中和幹線から田原本町、大和郡山市に抜ける形で計画をしていただいた分だと思っておりますけれども、もし今わかるのであれば、どのような計画変更で減額をされたのか教えていただきたい。もし、今わからなければ、また後で教えていただけたら幸いと思います。

○荒技術管理課長 今、森川委員がおっしゃっていただきました無届けの解体に関することでございます。これからこうしたことが起こらないよう、今回の改正した要領を實際活用して、さらに、また都合の悪いところが出てきた場合には、適時その都度、臨機に見直して、こうしたことがないように、かつ県民の方の健康被害が起こらないように努めてまいりたいと思っております。

それから人員についてでございますが、必要なパトロールを、確実に行えるように、人員の確保や民間の活用についても視野に入れて要求していきたいと考えております。以上です。

○平岡河川課長 森川委員から抜本的に治水対策を見直すべきではないかということでしたが、開発に対して、委員お述べのように、昭和60年ぐらいに小規模なものはこのぐらいあるであろうと、それを県と市町村が担当することで量を決めているような状況です。時代も大分変わってきました。そういうことを踏まえて、国と県と市町村で、大和川流域の総合治水対策協議会の中で議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○堀内道路環境課長 3点目の田原本広陵線の広陵町百済の減額の内容でございます。この事業は、奥坪橋の関係の工事でございます、前倒しさせていただきました。その前倒しさせていただいた分を減額したという内容でございます。現在、県の施工は終わっておりますので暫定供用という形になっております。以上でございます。

○森川委員 ありがとうございます。これからも精力的に取り組んでいただきたい。ただ、奥坪橋の件は、信号も当初計画に入ってたと思います。細い堤防から奥坪橋に入る、そのところで大型車や、また対抗の車がやはり多いので、早急に安全対策として信号機の設置も要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○川口委員 2件あるわけですが、1件ずつ意見交換、質疑をしたいと思う。

1件は、森川委員もいらっしゃいますけれども、河合町の地元の人から聞いたわけですが、私もこの目を見て、でっかい建物だなあと思っているわけですがけれども、河合町穴間655番地の、宗教法人おみちの建物です。これは、建築違反です。けれども、政治家が入ってうまいことなっているのではないですか。足場は残っているけれども、入るようになっていくという話で、建築違反なのかどうなのか、まず確かめたい。

というのは、私の耳に入っているのでは、高さが2階建ての申請であったのが3階建てになっているとか、あるいはまた、面積ももっと小さいはずだったのに非常に大きいものになっているとか、そういうことのように。違反の部分もあるのだけれども違反でない部分もある。だから、違反でない部分を利用しておりますということです。しかし、政治家が物言えばうまいことなるのだなということ、そんなばかなことはあるかと。物はすべてでき上がってこそ許認可のオーケーは出るけれども、部分的な承認はあり得ることではないということをお話しは言っているけれども、事実、建築違反なのかどうなのか、そこら辺を一度教えてもらいたいと思う。まず、違反なのかどうなのか、私が今聞いている内容にかかわって、これは、歴史があろうと思っておりますけれども、ひとつ端的に答えてもらいたい。

というのは、このあいだ県議会で100条委員会を開かれ、社長が出席しなかったという事で告発しておられました。この大きい建築違反を、県が指導なさっているだろうと思うけれども、こういうものが、告発もされず何も刑に問われないというのはちょっとおかしいのと違いますかというような尾ひれまでついているわけだ。尾ひれのつかないような話で物事は整理をしないといけないと思うので、まず、事実だけ教えてもらいたいと思います。

○西山建築課長 川口委員から宗教法人おみちの建築物について違反かどうかというお尋ねがございました。その建物につきましては平成16年に建築確認等の手続をしたわけですが、実際に建築工事が進む中で建物が3階建てになっている等、建築基準法上の違反の状態になっていることが判明いたしました。具体的には、委員もお述べのようにさまざまな項目がありますが、高さについても15メートル及び一部10メートルの規制の中で22メートル余りの高さの建物があるとか、それから、人が集まる建物でございますけれども、排煙などの設備がないですとか、あるいは耐火建築物でないとか、主な項目で申し上げますと、11の項目が建築基準法に違反しているという状況でございます。したがって、違法かどうかということであれば、そういう状態でありましたので、県としては、再三の指導にも是正の意思を見せなかったという経緯もございますので、平成22年9月に建築基準法違反については建築物の使用を禁止、それから、先ほど申し上げました違反事項、11項目を具体的に是正せよという指示の行政処分としての命令を行って、現在、違反指導をしている状況でございます。以上でございます。

○川口委員 違反だということ、風評ではなくて違反だということはわかりました。そこで、指導しているけれども、さっき申し上げたように、高い部分さえ使わなければいいのではないかと、基準に当てはまっている部分だけを使えばいいのだというむちゃくちゃな話です。いずれにしても、県が、指導とおっしゃるけれど、2階建てで申請したものを3階建てで建てる。つまり、図面どおりではなくて、最初の申請時の許可の内容でないものが建てられたと、コンサルもコンサルだと私は思う。建築屋さんが引き受けたと。建築許可の内容と違う図面で工事を引き受けているわけだ。何という業者や、何というコンサルやなど思うわけですが、いずれにしろそれはそれとして、指導、指導と言うけれども、では3階建てのものを2階建てにしろという指導をしているのか、現実にまたそれが可能なのかどうか、現実論の問題と法的な問題です。これをどうするのだと、こういうことです。ただ、違反部分を取れという、取れというのが当たり前ですよ。でも、実際、指導って、県

は去年の9月に指導勧告をしたと、指導指摘をしたということだけれど、ではそれはいつまでに決着がつくのか。つかなかったらどうするのだという課題が残ろうと思うのです。きょう、これは答えをすぐ出せといたら、やにわの話やからね、めったな質問はしなさんなど、私はまともな話をしている、あなたたちの、気持ち、感情が高ぶると思います。ええかげんに言ってくれたらいいのになど腹の底で多分思っているだろうと私は思う。そうでしょう。だから、私も、嫌われたくないからね。嫌われたくないけれど、これは整理しないといけない。どうして整理するか、正副委員長、この問題を預けておきたいと私は思う。

いずれにしても、政治家が入っていると、恐らく入っていないと思いますけれど、そういう風評まで飛ぶわけですから。(発言する者あり)

きょうのところは預からないとしかたがない。まあ、引き続き委員長、副委員長をやってもらわないとしかたがないと私は思うけれどね。いずれにしろ、これはきょうで終わらないということで問題の提起だけしておきます。だから問題を出しときます。そういうことで、よろしいですね。

○辻本委員長 はい、ご苦労さんです。

○川口委員 いや、ご苦労さんじゃないがな、今、問題を出したことを正副委員長に尋ねているのです。

○辻本委員長 よく相談しておきます。

○川口委員 わたしが問題提起したのを引き受けてくれましたね。問題を受けとめたということですね。処理をしろということ。(発言する者あり) どうですか。問題を受けとめたということ言ってくれたらいいから。(発言する者あり) それでよろしいです。そういうことで、一応、問題だけ出しておきます。これは、社会性をやっぱり問わなければいけない。

もう1点は、交通事情で私が時々通る道ですけれど、奈良市と天理市の境界線のところにある医療法人健和会奈良東病院、あの奈良市窪之庄に病院や福祉施設が、たくさん建っています。当時は、許可がそれでよかったのかどうなのか、書類を手繰らなければわからないと思いますけれども、交通が非常に煩雑です。それから、かなり駐車場もつくっておられるけれども、人情として、できるだけ施設の脇まで車で行きたいということで、あの狭い道がもうあふれているわけです。だから交通が非常に混雑するわけです。だから、その辺の問題について、警察本部に交通安全、交通事情等の関係からも、あの現実をしっか

り見る必要があるのではないですかという問題提起をしてある。その際に、あれほどたくさんさんの福祉施設、医療施設がつくられる際に、建築基準法などの、建築にかかわる諸法が、あれで通ったのかどうなのか調べてもらわないといかん。しかし、現実を見て、あの姿になっても構わないということで、これからあの種の施設をつくることについて申請を上げたら許可がおりるのかどうなのかという現実の問題もあると思うので、経緯とのかかわり合いの問題点、そして、現実のあの姿、要は火災の問題もあろうと思います。交通事情もあります。そのようなことで、関係当局と、警察ということになりましょし、建設の関係、福祉の関係等において、一度これを精査してもらいたい。今後のためにも、どうあるべきかということで問題点を明るみになさるべしであろうと思います。だから、行政関係者もこの場所をご存じない方もいらっしゃると思いますが、一部道路、天理市側は改良されています。奈良市側は全く改良されてない。本当に狭い。狭いです。あれは、一たび火災や地震等の問題が起これば大変なことになるろうと思うのです。そういうことで、これはひとつ調査を要請をしておきたいと思います。

○西山建築課長 川口委員から医療法人健和会奈良東病院の周辺の県道で天理市の部分から奈良市に入る道路にかかわって、病院等の建築物の過去の手続がどうだったのかというお尋ねがございました。奈良東病院そのものは4つの敷地で建築確認を昭和62年から平成9年にかけてなされています。これらは当時、病院という用途につきましては、公益施設として開発許可が不要でございました。そのために、狭いその道路を建築基準法上の接道として道路の中心から2メートル後退するという敷地の設定することで適法に建ております。当時はそういうことで建設がされたのですけれども、病院につきましては、現在の基準では平成18年の都市計画法の改正によりまして、病院も開発許可が必要となっております。したがって、開発許可を出す際には、開発区域が接続する道路の基準として、その開発面積に応じて4メートル以上の一定の幅員が必要な基準となっております。そういう意味で、当時は開発許可が不要であったことから今の狭い道路の幅員で立地できましたが、今の基準を適用すれば立地ができなかったという状態にある場所がございます。以上です。

○辻本委員長 それでは、ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告につきましてであります。本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっておりますので、共産党、反対討論されますか。

○太田委員 はい。

○辻本委員長 では、議第39号中・当委員会所管分、議第41号、議第43号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

特別な事情を生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。

昨年7月より、委員各位には、当委員会所管事項であります道路整備、河川改修などの土木行政、また水道施設の充実につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましては、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。

おかげさまで、無事任務を果たすことができました。委員各位並びに理事者の皆さん方に深く、厚く感謝申し上げます、簡単でございますが、御礼ごあいさつといたします。ありがとうございました。

これもちまして、本日の委員会を終わります。